

佐賀空港消防・警備・夜間鳥獣対策業務委託特記仕様書

佐賀空港消防・警備・夜間鳥獣対策業務（以下「業務」という。）は、次の事項に基づいて実施するものとする。

1. 業務の目的

緊急時に素早く円滑な対応が図られ、適正な業務の遂行により、航空機及び施設の安全な運用ができることを目的とする。

2. 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

3. 業務の内容

業務の詳細な内容は、佐賀空港消防業務実施仕様書、佐賀空港警備業務実施仕様書及び鳥獣排除対策設備点検仕様書により実施する。

4. 配置人員体制、条件及び資格要件

配置人員の体制、条件及び資格要件については、次のとおりとする。

(1) 消防作業

指揮者、作業者及び化学消防車操作者及び船舶操作者（平日及び休日に配置）

時 間	配置人員	人員体制		備 考
		指揮者	その他の者	
6:00 ~ 6:30	3名以上		3名以上	化学消防車操作者 3名
6:30 ~ 24:00	8名以上	1名以上	7名以上	作業者4名、化学消防 車操作者3名
13:00 ~ 15:00	1名以上		1名以上	船舶操作者1名 (週2日)

- ① 「指揮者」は、空港用化学消防車が配置された空港で空港消防隊隊長又はそれに準ずる現場指揮者として指導経験がある者かつ、空港保安防災教育訓練センターが行う空港消火救難業務従事者（Ⅰ）訓練の受講経験がある者、または、空港消防隊員として3年以上の経験があり、年度当初の上記訓練の受講が可能な者を配置する。
- ② 「その他の者」は、化学消防車及び医療資器材搬送車（以下「医療搬送車」という。）の運転又は消火活動等に当たる隊員であり、原則、令和7年4月1日時点で65歳以下の者とする。66歳以上のものを隊員として配置する場合は、事前に健康診断書等業務に支障のないことを確認できる書類を提出のうえ事前に佐賀県佐賀空港事務所の許可を得ること。また、勤務に配置された「その他の者」のうち3名以上は、空港用化学消防車が配置された空港で空港消防隊隊員又は自治体消防隊員として3年以上の勤務経験のある者とする。
- ③ 勤務に配置された隊員のうち半数以上（4名以上）は、大型自動車1種免許を取得している者とする。また、配置時点で大型自動車1種免許を保持していないものは、可能な限り早期に取得するよう努めること。
- ④ 勤務に配置された隊員のうち1名以上は、2級小型船舶免許を取得しているものとする。また、配置時点で2級小型船舶免許を保持していないものは、可能な限り早期に取得するよう努めること。

(2) 警備業務

時 間	配置人員	備 考
22 : 00 ~ 6 : 30	2 名以上	

警備業務に係る知識を有し、常時 1 名は、施設警備検定 1 級資格者を配置すること。

(3) 滑走路周辺警備業務

時 間	配置人数	備 考
18 : 00 ~ 22 : 00	1 名以上	

警備業務に係る知識を有し、常時 1 名は、施設警備検定 1 級資格者を配置すること。

5. 緊急時対応等

- (1) 航空機及び空港施設に関する緊急事態が発生した場合、又は発生の恐れがある場合は、その時点で実施中のあらゆる作業を中止し、在勤隊員全員でその対応にあたるものとする。また、勤務外の隊員に対して緊急連絡を取り、緊急招集をかけたうえで、空港消防・警備の応援体制を整えること。なお、対応内容は消防業務実施仕様書による。
- (2) 状況により適切な体制を素早く整え、佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）へ報告する。
- (3) 対応方法及び通常時の訓練内容等は、所長と適時協議を行い、常に最善の行動が取れるようにする。
- (4) 常に、円滑及び迅速な対応ができるように業務内容等の見直し・提案を行う。
- (5) 業務内容等の見直し・提案を行ったときは、監督職員へ報告し共有化を図る。
- (6) 見直し・提案の内容により、部外者（自治体消防等）からの意見等を必要とする時は、所長へ要請する。

6. 業務の引継ぎ等

- (1) 契約終了後の引継ぎは、的確に行うこととし、報告書電子データ及び打ち合わせ記録等は、次の受託者に引き継ぐこと。
- (2) 契約期間内に受託者の諸事情等により、契約の継続ができなくなった場合は、責任を持ってそれまでの業務の引継ぎ、次の受託者が業務を実施できるまで行うこと。
- (3) 新規に契約する者は、受託者の責任（費用、人員の確保等は受託者の負担とする）により、前年度受託者から指導を受けること。当該期間はおおむね 1 カ月とし、所長の了解をもって終了とする。

7. 受託者の責任等

- (1) 県が貸与する備品等が受託者の責任により破損等をした場合は、受託者の責任において早急に復旧すること。
- (2) 業務の遂行において、人員配置等は仕様書の条件を満たすものとする。また、指揮者や指導者などは、腕章等でそれと分かるようにしておくこと。

8. 共通事項

- (1) 業務の運営を円滑に行うため、職員の中から責任者を定め、所長に報告する。
- (2) 責任者は、翌月の勤務・訓練予定表を作成し、その月の25日までに所長に提出する。
- (3) 勤務実績名簿及び訓練実績報告書を作成し、翌月の5日までに所長に提出する。
- (4) 現場組織表を作成し、連絡通報体制を明確にしておく。
- (5) 業務遂行中は、空港内諸施設の損傷及び事故防止に細心の注意を払う。
- (6) 業務遂行中は、所長の許可なく所定の位置(半径9km以内)を離れてはならない。また、緊急時に参集する必要があるため、受託者は職員(消防隊、警備隊)に対して特別な理由が無い限り佐賀空港以外での勤務をさせてはならない。なお、特別な理由により他の地で勤務させる場合は、緊急時は佐賀空港へ参集することを優先する記載のある書類を事前に提出しなければならない。
- (7) 職員の人件費、教育費、研修費(空港保安防災教育訓練センター参加費を含む)、警備車両維持管理費、制服、郵便代、事務用品その他消耗品にかかる経費は、受託者が負担する。
- (8) 職員は、制服を着用し、所長が発行する佐賀空港制限区域内立入許可証を常時携帯(繁忙期雑踏警備勤務職員は除く。)するとともに、制限区域内においては、外部から容易に確認できるようにしておくこと。
- (9) 職員は、毎日業務終了後、佐賀空港消防業務実施仕様書及び佐賀空港警備業務実施仕様書に基づき、業務の遂行状況を所長に報告する。(繁忙期雑踏警備業務は、別途指示する。)
- (10) 職員が業務遂行中に異常、又は、事故等を発見した場合は、適切な措置を講じるとともに、所長及び関係機関への通報を速やかに行う。
- (11) 業務に必要な鍵は預託するので、厳重な管理を行い、万一紛失等の事故が発生した場合は、直ちに所長に報告する。
- (12) 如何なる理由をもっても本来の業務を停止してはならない。また、業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情があり、所長の承認を得た場合を除く。
- (13) 職員の労働条件は、労働基準法その他関係諸法令を厳守することはもとより、業務の的確な遂行を期するため、労務管理上細心の注意を払うこと。特に航空機事故時や訓練、深夜警備等により怪我等の危険性がある職員に対しては、受注者は労務災害保険に入るなどの対応を取らなければならない。
- (14) 次の関係法令図書を常備し、職員に熟知、遵守させ、業務の遂行に万全を期すること。
 - ①航空法
 - ②警備業法
 - ③消防法
 - ④佐賀空港関係例規集
 - ⑤その他関係法令及び参考図書
- (15) 全ての職員は、職務を遂行するにあたり次の事項を習熟すること。
 - ① 航空消防業務に関すること。
 - ② 医療搬送車に搭載されている医薬品、医療機器等に関すること。
 - ③ 空港管理業務に関すること。
 - ④ 航空機事故等における緊急事態発生時の対応に関すること。

- ⑤ 大型化学消防車及び、消防機材等に関すること。
 - ⑥ 大型化学消防車及び、医療搬送車の保守に関すること。
 - ⑦ 大型化学消防車及び、医療搬送車の搭載機器等の保守に関すること。
 - ⑧ 海上における救難（操船等）に関すること。
- (16) 消防隊の訓練は、全職員が均等に実施するようにすること。また、効果測定を行い技能向上に努めること。
- (17) 常駐場所での節電・節水等に努めること。
- (18) 門扉の開閉に関すること。
- (19) この仕様書に定めるもののほか、会議等で決定した内容は、適切に実施すること。

9. 車両の常備

業務の実施は、青色回転灯を備えた車両 1 台を常駐することとし、これを使用して制限区域内及びターミナル地区及び空港周辺等の見回り、地形慣熟訓練を行うこととする。

10. 個人情報の取扱

業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
また、所長の指示なしに個人情報を持ち出してはならない。

11. その他

この仕様書等に定めのないもの及び細部にわたって疑義が生じたときは、協議を行う事とする。